

令和6年度 奈良県高校生等奨学給付金  
 給付対象・申請区分・必要添付書類チェックシート（県外私立学校（専攻科）用）

【1】対象チェック

対象の高校生等は、高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科のうち、以下のいずれかの要件を満たす学科に令和6年4月1日に入学（※）しましたか？  
 ・大学への編入学基準を満たす課程を有するもの  
 ・国家資格者養成課程を有するもの

（※）入学式の日付ではありません。令和6年度当初から入学している場合は「令和6年4月1日に入学」に該当します。なお、年度途中からの入学の場合は前倒し支給の対象とはなりませんので、7月の通常募集時に申請してください。

はい

いいえ

対象外

対象の高校生等は、令和6年4月1日現在、下記のア～ウのいずれにも該当しませんか。  
 ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者  
 イ 前年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者  
 ウ 前年度における出席率が5割以下の者

はい

いいえ

対象外

令和5年度の生計維持者（父母等）※全員の『道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額』が非課税（0円）ですか？

はい

いいえ

対象外

申請者である生計維持者（父母等）は奈良県内在住ですか？

はい

いいえ

生計維持者（父母等）が在住の都道府県にお問合せください

給付対象です。裏面【2】必要申請書類のチェックを確認してください。

給付額について

学校区分	専攻科	
	年額	うち、今回の申請により前倒しで受給できる額
支給額	52,100円	13,025円

## 【2】必要申請書類のチェック

※ 本提出書類における申請者とは、すべて、生徒を扶養している生計維持者(父母等)となります。(生徒本人の場合もあり)

**全ての申請者が提出が必要**

<b>① 申請書</b>	<b>② 口座振替申出書</b>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 50%; padding: 5px;">令和6年4月1日現在の 状況を全て記入</td><td style="width: 50%; padding: 5px;"><b>【2】確認事項</b>  <b>【学校記入欄】</b> 学校証明必須(注1)</td></tr><tr><td style="text-align: center; font-size: 2em;">表</td><td style="text-align: center; font-size: 2em;">裏</td></tr></table>	令和6年4月1日現在の 状況を全て記入	<b>【2】確認事項</b>  <b>【学校記入欄】</b> 学校証明必須(注1)	表	裏	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 5px;">申請者の口座情報</td></tr><tr><td style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">通帳等の写し ゆうちょは見開き</td></tr></table>	申請者の口座情報	通帳等の写し ゆうちょは見開き
令和6年4月1日現在の 状況を全て記入	<b>【2】確認事項</b>  <b>【学校記入欄】</b> 学校証明必須(注1)						
表	裏						
申請者の口座情報							
通帳等の写し ゆうちょは見開き							
<b>③ 令和5年度 非課税を証明する書類(注2)</b>							
<table border="1" style="width: 80%; margin: auto;"><tr><td style="padding: 5px;">非課税を証明する書類  生計維持者(父母等)全 員分の課税証明書等を 必ず提出してください。 (注3)</td></tr></table>		非課税を証明する書類  生計維持者(父母等)全 員分の課税証明書等を 必ず提出してください。 (注3)					
非課税を証明する書類  生計維持者(父母等)全 員分の課税証明書等を 必ず提出してください。 (注3)							

注1 在学証明書にて別紙提出する場合、在学証明書にも『在学し、休学していない』ことを示す一文を添えてもらって下さい。

『(非)課税証明書』、『特別徴収税額通知書』、『住民税納税通知書』(写し可)  
道府県民税・市町村民税の「所得割額」欄が省略等されており0円と確認できない場合、  
取り直しとなります。

注2

『特別徴収税額通知書』、『住民税納税通知書』はコピーの際、切り離し・貼り合わせ等  
しないで下さい。

1枚つづきの状態で、A4に縮小、B4・A3でコピーしてください。

1枚ものと判断できない場合、取り直していただくことがあります。

複数枚にわたる場合、通知番号・通し番号・氏名が分かる形でコピーしてください。

注3 生計維持者(父母等)の一方が控除対象配偶者であっても、この給付金の申請においては、課税証明書等の提出の省略はできません。